

市民社会における子ども支援の視点に関する研究 ～おしつけにならない食支援のあり方を手がかりに

A study on the viewpoint of child support in civil society Using clues about food support that will not be disciplined

清水 冬樹* ・ 岡本 千晴**
Huyuki SHIMIZU ・ Chiharu OKAMOTO

*旭川大学短期大学部
**おやこ寺子屋

Abstract

In this paper, we examined the viewpoint of empowerment support for children in civil society with the children's cafe being increasing in recent years. The research method 1) extracts the viewpoint of food support for children, 2) conducted a survey on children food supporters by Focus Group Interviews. As a result, the following was clarified a) A children selects himself actively at the place, b) Supporters should not immediately ask for its effects, C) To have a viewpoint that supporters look back over on how they establish a relationships with children.

抄録

本稿では市民社会における子ども支援の視点について、近年増加している子ども食堂の取り組みを手がかりに検討した。研究方法は、1) 子どもの食支援の視点を制度の変遷から抽出し、2) その視点をキー概念としながら子ども食堂実践者に対するフォーカスグループインタビューを実施した。結果、子どもの居場所では子どもが主体的に選んでやってくる場であること、支援者は支援効果を早急に求めようとしないこと、子どもに対する関わり方を振り返る視点を持つ力が支援者には求められることを明らかにすることができた。

はじめに

近年、市民社会の子ども支援の取り組みとして爆発的に増えている子ども食堂について、いくつかの疑念が示されるようになってきている。

例えば門馬 (2016) は、何をもちて子ども食堂とするのか、という定義に関する議論が展開されるようになってきていることに対して、運営面での補助を受ける際の定義付けの必要性と定義から逸れる子ども食堂とそうではない子ども食堂の論争を挙げながら、「こどもの立場からみたときに、もっと論じないといけないことがあ

るのでは」と問題提起を行っている。三宅 (2016) は、何か子どもたちのために支援活動をしたと思ってきたおとなたちによるやりやすい方法が子ども食堂であることを指摘した上で、「おとなの一方的な思いが子どもたちを近づけさせなくさせている可能性」を危惧している。さらに三宅は「この期待を押し付けることで、子どもの貧困対策として逆効果となることがあります。「食事前には手を洗ってね」「ここに来たらみんなで一齐にご飯食べようね」「野菜を全部食べてね」と大人から急に「良い子ちゃ

ん」を求められても、経済的に困難を抱えている家庭の子ども達の多くは、自己肯定感が上手く育っておらず、「今の自分が何も出来ていない」「出来ていない自分はダメな子だ」と感じてしまい、居づらくなってしまいます。」と言う。

私たちが「生」（窪田 2013）を営む上で、食べることは欠かせないことである。誰もが「生」を営む上で行うことであるだけに、食べることについて多様な価値観を持っていることは想像に難くない。マナーや地産地消など、食べることに對する礼儀や知識を子どもたちに知ってほしいとおとなが思うことはありうるであろう。しかし、子ども食堂においてターゲットされている子どもの中には、三宅が危惧するように、そうした価値をしつけられることが、おしつけに感じてしまうこともありうる。一方で、食に関するマナーや知識は子どもたちが今を生き、育っていく上で必要なものであり、それらを子ども食堂に来ている地域の人々と子どもと一緒に考える機会を作っていく必要もある。

米田（2017）は、子ども食堂を始めた支援者たちの特徴として、「初めて子ども支援に携わったのが子ども食堂という人が多い」と指摘している。そのため、子どもに関わる専門性については、当然保育者のような専門教育を受けている訳ではないので、子どもへの関わり方はおとなの感覚的なものであることが想定される。市民社会の取り組みは、清水（2017）で整理しているように、専門家ではないからこそ、その有効性がある。また、居場所に集う人々との緩やかなつながりが、子どもたちにとっては必要であるという指摘があるが（清水、森田 2017）、専門職のような関わり方を身につけることが、市民社会における子ども支援において望ましいと言い切ることも難しい。それは、西野（2006）が言うように、「援助臭」を醸し出しているおとなに子ども自身が近づかないということと重なる。三宅の指摘にあるように、子どもたちがその場に行きたくないと思ってしまうことが現に起きてしまっている以上、市民社会における子ども支援の現場であっても、一定の子どもたちへの支援の視点を示す必要がある。

本稿の仮説モデルは以下の通りである。まず、子ども食堂の現状と課題について整理を行う。いわゆる子どもの居場所と呼ばれる実践の場にやってくる子どもは、そうした場を自ら選んでやってきており、主体性を保障した場の運営の視点が必要であることを確認する。次いで、現在展開されている子どもに対する食支援の視点について、幼稚園教育要領等を手がかりに抽出を試みる。ここでは、子ども個人の生活や発達段階に合わせた食支援の視点が必要であることを確認する。3番目に、子ども食堂実践者に対するインタビュー調査の結果を示す。ここでは、上記2点の仮説が各現場でどのように意識されているかを明らかにする。これらの結果を考察し、最後におしつけとならない市民社会における子ども支援の視点を、食支援を手がかりに試論を提起する。

なお、本稿において通常「子ども」とは子どもの権利条約の定義に従って18歳以下の子どもたちのことを示している。ただし、引用等において「児童」や「こども」という表記があった場合はそれらに従う。また、「食支援」について、似たような言葉として「食育」があるがそれとは別の概念として用いる。食育とは後述するような育成するという教育的視点が主となっている。しかし、子ども食堂等子どもの居場所で展開されている「食」に関わる実践は、そうした教育的視点だけを持つものではなく、食を通じた子ども支援や家族支援の意図を持ったものとする。食べるということは、生きる上で欠かせない営みである一方で、私たちが暮らす営みの一部でもある。食を通じて子どもや家族の暮らしを包括的に捉え、必要な支援とつなぐ取り組みが期待できることから、この言葉を用いることとする。

1. 子どもの居場所における子ども支援の視点 (1) 子ども食堂の成り立ち

2017（平成29）年6月27日に厚生労働省が公表した最新の相対的貧困率は、全体で15.6%、子どもがいる世帯で16.3%、大人がひとりの場合の子育て世帯で50.8%となっていた。

2012（平成24）年の数値に比べて、いずれの項目も下がっており、相対的貧困下で暮らす子どもたちの生活がこの5年ほどで、若干の改善が見られたと統計上は見る事ができる。

この5年間の子どもの貧困対策に関わる政策を見ると、大きな進展があったものとして、2013（平成25）年に超党派の議員立法として成立した子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下「子どもの貧困対策推進法」と記す）がある。そして、同法の施行に際して2014（平成26）年8月に閣議決定された子供の貧困対策に関する大綱（以下「子供の貧困対策大綱」と記す）によって、具体的な支援策が整理され展開されるようになる。具体的には学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策が推進され、スクールソーシャルワーカーの配置拡充や学習支援の充実などに予算がつくこととなった。

子どもの貧困対策は市民社会においても検討され実施されるようになってきている。上述の学習支援は、学校や生活困窮者自立支援法のような制度を背景としたもの以外にも、市民が公民館や交流スペース等を活用して実施している事例は多く散見される。さらに多くこの関注目されてきたのは子ども食堂である。

子ども食堂とは、まだ明確な定義はないものの、湯浅は日本において先駆的にこのこども食堂に取り組んだ近藤が言う「こども食堂とは、こどもが一人でも安心して来られる無料または低額の食堂」としている（湯浅2017）。運営方法は多様であり、定食屋で子どもだけ、あるいは子育て家庭が来ると、無料あるいは低額で食事を提供する方や、地域の公民館を利用して子どもたちと地域のおとなたちが一緒に調理をするものなどその地域の運営者の考え方や地域の実態によってその違いがある。運営費用についても、例えば子どももおとなも300円としているが、子どもについては調理や片付けなどのお手伝いをしたら無料にしていたり、おとなも

子どもも一律200円から500円程度の支払いを求めるものがある。他にも、食材等の寄付を近隣の農家や企業等から受けているところであれば、子どもたちに手を差し伸べようという思いを食材や現金の寄付の形で受けながら運営がなされているようである。吉田（2016）によると、2012（平成24）年頃に東京都内で初めて子ども食堂がスタートしたという¹。この当時の新聞記事に掲載された子ども食堂の数は1ヶ所のみであった²。その後、2016（平成28）年に朝日新聞が集計した結果によると、全国に300ヶ所以上の子どもの食堂があることが確認されている。吉田（2017）によると、2017（平成29）年10月現在1000ヶ所以上の子どもの食堂がその地域の実情に合わせた多様な形で展開しているという。

子ども食堂は子どもの貧困の現状が市民レベルで可視化されることによって市民の力や市民団体が行政のサポートを受けたりしながら広がった実践である。一方で、貧困下におかれている子どもや子育て家庭だけを対象にすることで、やってくる人々にスティグマが生じる懸念がある。近藤の定義にあるようにその対象に貧困という言葉が含まれていないように、きっかけは子どもの貧困を何とかしたいという思いからスタートしているが、困っている子どもや子育て家庭も含めて誰もが気軽に足を運ぶことができる場を様々な形で運営側は検討を行いながら展開をしている。

（2）子どもの居場所としての子ども食堂

子どもの貧困対策として捉えられていた子ども食堂ではあるが、現在では子ども食堂の意義を捉え直す論考も見受けられる。例えば湯浅（2017）は、子どもの貧困対策として子ども食堂という議論のパラダイム転換を試み、子どもの居場所の1類型として子ども食堂を位置づけた議論を行っている。湯浅の議論では、子ども食

1 東京都大田区の「気まぐれ八百屋だんだん」

2 なお、子ども食堂の名乗らず、子どもの居場所づくりを行いながら食事を提供している取り組みは、2012（平成24）年より以前からあると考えられている。

堂の構成要素として、①栄養や知識、②体験(交流)、③時間、④生活支援の4つを挙げている。

子どもの居場所という概念は明確な定義が一般的に共有されている訳ではないが、その実践については広がりが見られる。学習支援やプレーパーク(冒険遊び場)、不登校の子どもたちが利用するフリースペース、高校における高校生カフェなどである。

居場所を広辞苑で調べると「いるところ、いどころ」という物理的な空間という意味がある。研究においては居場所という言葉の定義は、その研究者によって捉えられ方が異なっており、統一的概念はまだ未成熟であるという(中島2007)。しかし、心理学の領域において居場所概念の検討がこれまで先行して行われてきている。おおよその整理を見ると、居場所とは物理的空間と心理的空間の2つの視点から構成されており、中でも心理的空間について①心の拠り所で心の安定が図れたりすることで、ありのままの自分でいられ、②自分が必要とされ役に立っていると思えることで自分が受け入れられていると感じる、③自己受容されていると思えることで自己肯定感を高め、自己発揮でき④自分と向き合うことで、片寄せた心をフラットにし、等身大の自分を取り戻せる、という4つの特徴が見られるという(杉本ら2007)。

(3) 子どもが支持する子ども食堂

社会福祉の視点から考えたとき、その居場所に子どもが繋がろうとするときはどのような条件が揃ったときなのかに着目する必要がある。つまり、心理学における研究からも見られるように、居場所とは主観的な概念であるが、社会福祉においてはその場を必要としている人がそこにつながるという主体性に着目する。その場に子どもたち自身が主体的につながるによって、新たな体験や交流、生活支援につながる事が考えられる。実際に、清水(2016)は、子ども食堂を切り口として、子どもたちの日常生活をアセスメントしながら、子どもが育つ基盤がどうあるべきか子どもの権利ベースで考える手がかりを得ることができると可能性につ

いて言及している。松岡(2017)もまた、子ども食堂の取り組みがソーシャルワーク実践の活用資するものがあることを指摘している。支援につながるということが支援の始まりであり、支援を必要としている人々のモチベーションの原点ともなる。こうしたプロセスは、子ども自身のエンパワメントを促すことも期待できる。

子ども食堂に代表される子ども居場所は、家庭や学校と違いその場に行かどうかの主体は子ども自身が持っている所にその特徴がある。従って湯浅が示した4つの視点に加えて、最も大切な子ども食堂が子どもから支持されるという子どもの視点が運営においては重視されなければならないと考えられる。

2. 食育を手がかりとした子ども支援における食支援の視点

本章では子ども支援における食支援の視点は現在どのように整理されてきているのかを明らかにする。とは言え、食支援は本稿における操作的定義の用語であることから現状を把握することは困難である。したがって似た概念として考えられる「食育」を手がかりに検討を行う。

(1) 食育について

食育は、生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現する事ができる人間を育てることであるとされている。

森田(2004)の整理によると、「食育」という言葉は、明治時代に石坂左玄による「食物養生法」や村井弦齋による「食道楽」の中で用いられていたという。しかし、一般に定着には至らなかった。1980年代に入り食事に配慮して子どもを育てることに関する議論が始まったが、「この時期には「食育」の語を冠する取組が広がることはなかった。食育と言う言葉が普及したのは1990年代以降であった。現在、食育という言葉は、食に関する取組み・教育の総称になり

つつある」(森田前掲)という。

(2) 食育基本法

2002(平成13)年にBSE(牛海綿状脳症)などが発生し、食品安全をめぐる問題が顕在化した。こうした事件をきっかけとして、食育は政府の課題として位置づけられた。その後、これまで文部科学省、厚生労働省、農林水産省がそれぞれ実施してきた食育推進政策を集大成として再編し、食育基本法が2006(平成18)年6月10日に成立した。

食育基本法では、基本理念を定め、前文では食育を「生きる上での基本であって、知育・徳育及び体育の基礎となるもの」と位置づけるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することを求められている。

(3) 食育を展開する際の視点

食育基本法第一条では、健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の現実に寄与することを目的に基づき食育推進基本計画を策定することを国に義務付けている。これは家庭、学校、保育所、地域などにおける取組みや食育推進運動の展開方法などの食生活に関する調査や情報の提供などについての国の基本計画である。

食育基本法を制定した背景には、各個人の価値観や考え方による自由な判断と選択に委ねられてきたと考えられる食について、日本人の食生活が乱れにおける危機的な状況、例えば栄養バランスの偏った食事や不規則な食事の増加等が挙げられる。食習慣を改善するためには、ただ健康的な食品を口にすれば良いのではなく、様々な問題点を国民一人一人が考え、改善する必要性を理解する仕組みが必要となった。「食育は、国民の自発的意志に基づいて健全な食生活が実践されることが基本であって、国民の多様なライフスタイルや価値観などが尊重され、食育が強制を伴うものではないという事が重要である」(厚生労働省2006:3)という指摘がある。

また、平本(2008:129)は、「食育基本法では、食に鉤括弧がついているが、これは食の持つ多面性、多様性が食という用語の多義性となっており、食があまりにも広い概念だからである」と指摘する。足立ら(2005:33)は、「食生態学の視点に基づき、食育を「人々がそれぞれの生活の質と環境の質のよりよい共生につながるように、食の営みの全体像を理解し、実践できる力を育てること、並びにそれを実現しやすい食環境を育てるプロセスである」と定義している。佐々木(2006:39)では、「食育基本法では、食育を国民運動として展開すると規定することで、国の価値観が押し付けになりうる危険性」の指摘がなされている。

つまり、食育とはすでに市民権を得ていることから定義付けすることは困難であり、多様な人々の意図のもと食育活動が展開されていると考えられる。また、「食」は、個人の領域であり、楽しみの一つであり、食のあり様を示す際はどのようにそれを示すべきか熟慮が必要と考えられる。

(4) 各種制度に描かれている子どもに対する食育推進の視点

表2-1に子どもに関わる食育に関する制度の変遷を示した。これに沿って、食育の中心的な位置づけとなる食育基本法が成立して以降、その視点がその後子ども支援においてどのように反映されているのか整理を行う。

1) 食育基本法

食育基本法では、第5条に子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割について、第6条で食に関する体験活動と食育推進活動の実践が書かれている。第19条の家庭における食育の推進として、保護者や子どもの食に対する関心と理解を深め、健全な食習慣の確立を図る他、親子料理教室など望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供や、適切な栄養管理に関する知識の普及や情報提供、妊産婦や乳幼児を対象とした栄養指導などが掲げられている。また、第20条の学校、保育所等における食育の

表 2-1 子どもに関わる食に関わる制度等の展開

時期	事項
2005（平成 17）年	食育基本法
2006（平成 18）年	食育推進基本計画
2007（平成 19）年	食に関する指導の手引き
2008（平成 20）年	幼稚園教育要領改訂 保育所保育指針改定 学校給食法の改正
2010（平成 22）年	食に関する指導の手引き改訂
2011（平成 23）年	第 2 次食育推進基本計画
2016（平成 28）年	第 3 次食育推進基本計画
2018（平成 30）年	幼稚園教育要領改訂 保育所保育指針改定

推進では、魅力ある食育を推進し、学校、保育所などにおける食育を推進するための指針作成、食育の指導にふさわしい職員の配置、指導的立場にある者の意識啓発など、指導体制の整備、地域の特色を生かした学校給食の実施、農場等での実習や食品の調理など様々な体験活動が挙げられている。

2) 食育推進基本計画

食育推進基本計画とは、食育基本法に基づき策定されたものである。食育推進に関する施策についての基本的な方針は、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成、食に関する感謝の念と理解、食育推進運動の展開、子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割、食に関する体験活動と食育推進活動の実践、伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献、食品の安全性の確保等における食育の役割である。取組みとして、地域ぐるみで生活リズムの向上、家庭でのしつけや子育てのヒント集として作成した家庭教育手帳を乳幼児や小学生等をもつ家庭に配布、栄養教諭を中核とした取組み、日本型食生活の促進などを行ってきた。

3) 食に関する指導の手引き

学校教育において食育を食に関する指導と位

置付け、文部科学省は 2007（平成 19）年に「食に関する指導の手引き」を示している。ここでは「生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送ることができる力の育成」を目指している。小学校就学前までに基礎を固め、小学校にあがると、栄養や食事の取り方などについて、正しい知識に基づいて自ら判断し、実践していく能力などを身につけ、健康で豊かな人間性を育てていくことを主眼としている。

4) 幼稚園教育要領（2008 年改訂）

社会状況の変化に伴い、子どもへの食育を進めて行く場として大きな役割を担うことが求められている。食育推進基本計画の中で幼児期における食育の方向性や施策が初めて示され、2008（平成 20）年に幼稚園教育要領（文部科学省）が改訂された。その中で、「望ましい食習慣の形成、食べる喜びや楽しさ、食べ物への興味や関心」が示されており、子どもが楽しく食について学ぶことができるような取組みが積極的になるよう施策を講じている。

5) 保育所保育指針（2008 年改定）

2008（平成 20）年改定前の保育所保育指針においては、「食育の推進」という章がなく。3歳未満は基礎的な事項とともに、3歳以上は5領域の「健康」の領域において食に関する言及が

記されていた。食育基本法の制定などを踏まえ、当指針が改定された際、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、食育の推進を明記された。さらに、健康・安全・食育に関する計画的な実施のため、全職員の連携・協力・専門的職員の確保など保育の実施体制を規定がなされた。

6) 学校給食法改正

2008(平成20)年の学校給食法の改正では、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う点が盛り込まれ、目的に「学校における食育の推進」が明確に位置づけられた。栄養教諭が、食に関する指導の充実に取り組み、また学校における食育の生きた教材となる学校給食の充実に図り、地場産物の活用や米飯給食の充実に進めることになった。

7) 食に関する指導の手引き改訂

学習指導要領の改訂、学校給食法の改正を踏まえて、2010(平成22)年に「食に関する手引き」が改訂された。小・中学校の教育現場で食育が推進されるよう、指導にかかわる全体計画の作成、各教科等における食に関する指導の展開例などが提示されている。「食事の重要性」「心身の健康」「食品を選択する能力」「感謝の心」「社会性」「食文化」の目標を設定し、計画的、継続的に指導を行っていくことが記されている。

8) 第2次食育推進基本計画

国は5年にわたり、多様な主体とともに食育を推進してきた。家庭、学校、保育所等における食育の進展など、食育は推進された。しかし、生活習慣病有病者の増加、子どもの朝食欠食、一人で食事をとる「孤食」、高齢者の栄養不足等、食をめぐる諸課題への対応が増えていた。このような状況から第2次食育推進基本計画は、「[周知]から[実践]へ」をコンセプトとし、①生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進②生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進③家庭における共食を

通じた子どもへの食育の推進を行ってきた。取組みとして、「早寝早起き朝ごはん」の普及啓発、家族が食卓を運んで共に食事を取りながらコミュニケーションを図る共食の推進、食事バランスガイドの促進などを行ってきた。

9) 第3次食育推進基本計画

これまでの食育の推進の成果と食を巡る状況や諸課題を踏まえ、現在、第3次食育推進計画が進行されている。第3次食育推進基本計画では、特に若い世代の健康や栄養に関する実践状況には課題や単独世帯やひとり親世帯、貧困の状況にある子どもに対する支援、食品ロス削減等環境への配慮、我が国の大切な食文化が失われることがないように、食文化の継承が重要課題となっている。具体的な推進方法として、インターネットやSNS(ソーシャルネットワークサービス)等を通じた効果的な食育に関する情報提供、学習支援や食事の提供などを行うことが可能な居場所づくり、健康に配慮した商品やメニューの提供の促進などが掲げられている(農林水産省2016)。

10) 幼稚園教育要領(2018年改訂)

この改訂において、「健康」の内容に(5)先生や友達と食べることを楽しむに、「食べ物への興味関心を持つ」が加えられた。また、内容の取扱い(4)の内容に「食の大切さに気づき」という文言が付け加えられた。

11) 保育所保育指針(2018年改定)

「食育の推進」の中で、保育所の「特性を生かした食育」と「食育の環境の整備等」という項目に分け現行より子どもの育ちを巡る環境の変化を踏まえ、細かく食育の重要性が示された。「保育所の特性を生かした食育」では、保育所における食育の目標・食育の基本的考え方・食育計画の作成と評価及び改善を、「食育の環境の整備等」では、食に関わる保育環境への配慮・地域の関係者や関係機関と連携した食育の取組み・一人一人の心身の状態に応じた対応が盛り込まれた。

(5)食育の展開から見る子どもの食支援の課題

ここまでをまとめると、次のことが指摘できそうである。第2次食育推進計画以前、食育は主として啓発的ないし教育的な視点から展開してきた。特に子ども支援に関わるものについては、教育的視点に関わる文言が散見される。しかし、第2次食育推進計画以降、そうした教育的視点に加えて、人々の生活に沿った食育の展開を意図する記述が見受けられるようになる。それらを反映してか、2018年改訂の幼稚園教育要領では子どもの自発的な気づきを期待する文言が加えられている。食に関することを教えるという姿勢から、一緒に学ぶという姿勢へと変化した記述となっている。

長谷川(2013:148)は、「健康的に食べるという事は、食行動の1つの軸にしか過ぎず、仲間・友だちと一緒に食べることから生じるおいしさ、楽しみや喜び、ときには葛藤、または仲間・友だちとの関係性そのものの変化など、社会文化的側面に注目した研究も必要がある」と言う。直接関わる保護者や保育者等大人を通して子どもへの食育は推進されることが想定される。ゆえに大人が子どもに与える影響は大きい。しかし、個々の大人が有している食事に対する考えの違いがあり、大人が子どもと食の場面でかかわる際にも影響すると考えられる。大人の食事の価値観によって「お箸を正しくこう持ちなさい」や「好き嫌いをしないでたべなさい」といった行き過ぎた指導やおしつけになる可能性も十分に考えられる。

子どもたちにとって食べるということは、人間的な信頼関係の基礎をつくる営みでもあり、子どもが身近な大人から援助を受けながら、他の子どもとのかかわりを通して、豊かな食体験を積み重ねている。「楽しく食べる」体験を通して、食への関心を育み、食を営む基礎を培う場であり「食を営む力」は生涯にわたって育成されるものである。大人が子どもに「食」をどのように教えるかという視点ではなく、子どもが「食」を通して何を培っていくかという子ども側の学びの視点、子どもの理解を深めることが重要だと考えられる。子どもの食支援は、子ども

の成長後も大きな影響を与えるので、その重要性を理解し、望ましい成長の姿を見通した支援を行っていく必要がある。

3. 子ども食堂実践者に対するインタビュー調査結果

(1)インタビュー調査の概要

1)フォーカスグループインタビュー調査法を採用した背景

子ども食堂における食に関わるおしつけにならない支援の視点が、実際の運営においてどのように各現場において意識されているのかを明らかにするために、Z市で子ども食堂を運営している3名に質歴調査法の一つであるフォーカスグループインタビュー調査法(以下「FGI」と記す)を採用し調査を実施した。

質的調査法を採用した理由は、実際の現場で起きている課題について、現在のところ理論的に検討された経過がないことをまず挙げる。また専門家間の出来事ではなく市民社会による、いわば不特定多数の人々による実践であることから、既知の理解では十分言語化されているとは言えない。したがって事象を新たな視点から見直し、理論枠組みを形成する必要があることから、事象の構造を示すことができる質的調査を採用することとした。

FGIの採用理由は、参加者間による発言の相互作用により、特定の論題についての考えを深めながら明らかにし、参加者の現実を理解することである。さらにFGIを採用することによって、個々人の考えというよりもむしろその集団なり属する人々の中で共有されている認識に基づいた考えを探求することができると考えたためである。

2)インタビュー調査の実施概要

FGIの実施に際して、倫理的問題に配慮しつつ依頼を行った。具体的には調査目的や調査結果の公表方法、調査途中で取りやめることができること、答えたくない質問には答えないことなどを説明した。また、インタビュー内容はICレコーダーで録音をすることを説明し、了解が

得られた場合は調査承諾書に署名を求めた。

インタビューは半構造化面接法を採用し、インタビュー項目は以下のものとした。

- ①現在実施している子ども食堂・地域食堂の概要
- ②子ども食堂等を開始したきっかけ
- ③開始した当初と現在の違いについて
 - a) 子ども食堂を通して、子どもとの距離感、関係性の変化や気づいたこと
 - b) 子ども食堂を行い、子どもの暮らしでわかったこと
- ④食育について
 - a) 一般的に言われてきた「食育」と、子ども食堂等における「食育」について感じる事
 - b) 子どもとの共食を通して感じる事

調査を実施した日は2017年12月26日18時からで、実施場所はZ地域にある市民活動交流スペースに設けられた会議室である。調査実施時間は2時間となった。逐語録を作成し、テキストデータとした。生成されたテキストデータは41,183字であった。

調査に参加した者の概要は表3-1の通りである。

FGIは参加人数が多いほどグループダイナミズムが機能すると考えられているが³、調査を実施した地域には子ども食堂が大都市に比べて少なく、多くの参加者を迎えることができないことと、子ども食堂がZ地域で初めて実施されたのが2015年11月であり、一定の運営期間が

あることで、それまでの取り組みを振り返ることができる運営者を募ることが必要であったため、調査対象者は3人となった⁴。

3) 分析方法

逐語録から制度概要や居場所概念の分析から、一定の着目点に関係すると思われる部分を抽出し、質的分析を行った。抽出にあたっては、子ども食堂を始める際なぜ食支援という方法を用いたのか、日々の子どもや子育て家庭に関わる中で想像される「思考」と「具体的行動」に影響を与えたことが示唆される部分に注目し、些細な印象レベルのものも分析対象に含めた。

分析については、Giorgi (1975) の意味の縮約の手続きを参考にしながら以下の手順で行った。

- ①インタビュー時の感覚をつかむため、テキストを最後まで読む
- ②テキストに見られる自然な重要アイテム(意味ある発言)を、対象者による表現を大事にしながら研究者が決定する
- ③研究者が理解した対象者の観点からの発言をテーマとして取り出し、類似した内容の重要アイテムを分類して、重要カテゴリーを抽出し、ラベルをつける
- ④重要カテゴリーをストーリー性のある順番にならべ、語られた食支援の構造を把握する

(2) 分析結果

抽出された重要アイテムは23であった。そこから重要カテゴリーを抽出した結果、6つのカテゴリーを抽出することができた。抽出され

表3-1 調査参加者の概要

	初めて子ども食堂を実施した時期	頻度	実施場所	子どもの参加人数	ボランティアの人数	職業
O氏	2015年11月	月1回	公民館	20～30人	30人程度	児童館職員
P氏	2016年4月	月1回	自宅	20人程度	20人程度	主婦・援助職(嘱託)
Q氏	2016年7月	2ヶ月に1回	公民館	20～40人	10人程度	児童館職員

3 参加者の人数は概ね6名から12名の構成が望ましいと言われていた (Folch-Lyonら1981)。一方でHolloway (2002) は6人のグループは大きすぎであり、3人が最適と述べている。

4 Z市は中核市であり、人口はおおよそ30万程度となっている。基幹産業は第3次産業となっているが、周辺自治体は第1次産業が多いことが特徴である。なお、2018年1月1日現在、Z市には9つの子ども食堂がある。

たカテゴリーを構造として示したのが下記の図である。以下、どのようなプロセスを経て、概念図が生成できたのかを示す。なお、斜体字は、FGIにおける発言を示すものである。

1) きっかけ

子ども食堂を始めたきっかけでは、目の前で困っている子どもたちがいたり、何か手を差し伸べないと生活問題がより混沌とする可能性あったりしたことから、予防的な視点で始めたことが語られた。

*孤食、孤食のところを何かフォローしたかった
職業柄、精神疾患とか、生活保護になる前の
子防支援をもとめたい
ご飯を食べていない子どもが児童館によくや
ってきた
話すより食べていやした方がいいと思って、
食にしたことと、まあ、現実には自分の周りにも
食べれてない子*

2) 子どものことがわからない

実際に子ども食堂をやってみたが、対象は地域の子どものことから、必ずしもこれまで関わってきた子どもとは限らなかった。また、月1回の開催であったことから、まずはこうした場を子ども自身に受け入れてもらおうと考えていた点が語られていた。

*(始めた当初:著者注) 顔と名前も一致してい
なかったし
月1回だとかさ、毎日の関係じゃないから
さ、ここの空間ぐらいいは、のびのびとしてほ
しい
イベント性が強くなってしまいうからね*

3) 子ども食堂の特徴

子どものことをしっかりと理解するところから始まる必要があると感じた運営者は、食事を子どもが取っている場面や実際に子どもと話をする中で生活全般の様子をつかもうとしていた。このように、子どものことをしっかりと理

解することを通じて、ここ子どものための場所であり子ども自身が選んでくれる場であることを理解するようになる。

*子どもたち話をしていくと、自然と生活全般
を視野に入れざる得なくなる
食の様子と遊びの様子をみていたら、背景が
想像つく
子どもにあわせていく
主体が元々向こう(筆者注:こども)にある*

4) 経験してほしいこと

子ども食堂を通じて、子どもに経験してほしいことは食事のマナー等も含まれるが、中にはそうしたことを理解させる前に、温かい食事や楽しい食卓のことを知ってほしいということがあったようである。

*マナーとかそういうことも、なんか示しては
いきたい
手作りであったかいものをさ、食べる経験だ
けですごい食育だと思うんだよね
本物の食事の経験
段階が違うのかね?まずは、まずはあったか
いもの。にぎやかに食べること。*

5) 待つ

子ども食堂の特徴と経験したいことを踏まえると、子ども食堂に携わる上で大切にしていることは、子どもの様子なり反応を待つということであった。

*(すぐにはわからないけどいろんなことが:筆
者注) 染み込んでいるんだなと思うことがあ
った
おとなってすぐ成果がでることに、関心をも
っちゃうから*

6) スタッフのスタンス

待つという姿勢を身につけることが子ども食堂のスタッフには求められる。それは5)とも関わってくるが、おとなは成果が出ること、例

例えば食支援であればマナーが身についたり、食材に対する興味関心を持ったりすること、に自分たちが関わったことの成果を求めがちだが、子どもたちに経験してほしいことは、そうしたことではなく食を通じて安心で安全な暮らしがあるということを知ってもらうことである。そうしたことを頭では分かっている、実践の場におけるおとな自身の振る舞いが子どもにどのように映っているのかはなかなか理解することができない。

よかれと思っている事が、押しつけになっているかどうか、意外と私たちじゃ、解らない市民社会の取り組みの中で持つべきスタンスはあるのだと思う
 参加している人たちとこの場は作ってきた

(3) 分析結果の考察

子ども食堂は始めたきっかけこそ救貧救済的なものであった。そして、そうしたきっかけは非常に強かったことが支援者からは語られていた。

しかし、実際に子どもがやってくると、どの

ような生い立ちなのか、あるいは困っているのかなかなかそこに携わるおとなは理解することができない。生活全般を子どもが語る内容や子ども同士、あるいはおとなへの関わり方、遊び方、食べ方などをじっくり見ながら子どもを理解していくことが必要となる。また、子ども自身が来ることを選ぶことができる場であり、主体的選択権は子どもが持っている。そのため、子ども食堂におけるおとなの姿勢は、子どもたちに食に関する知識やマナーを押し付けるのではなく、一緒に理解し、あるいは染み込むかのように子ども自身の力になっていくことを待つことが必要となる。

4. 考察

(1) 子どもは主体的に選んでその場にやってくる

本研究では、子ども食堂の実践を手がかりに市民社会における子ども支援の視点を示すことを目的として議論を進めてきた。

調査対象となった3人の子ども食堂を始めたきっかけを示した。子どもの貧困がクローズアップされたこともあり、自分自身でも何か子ど

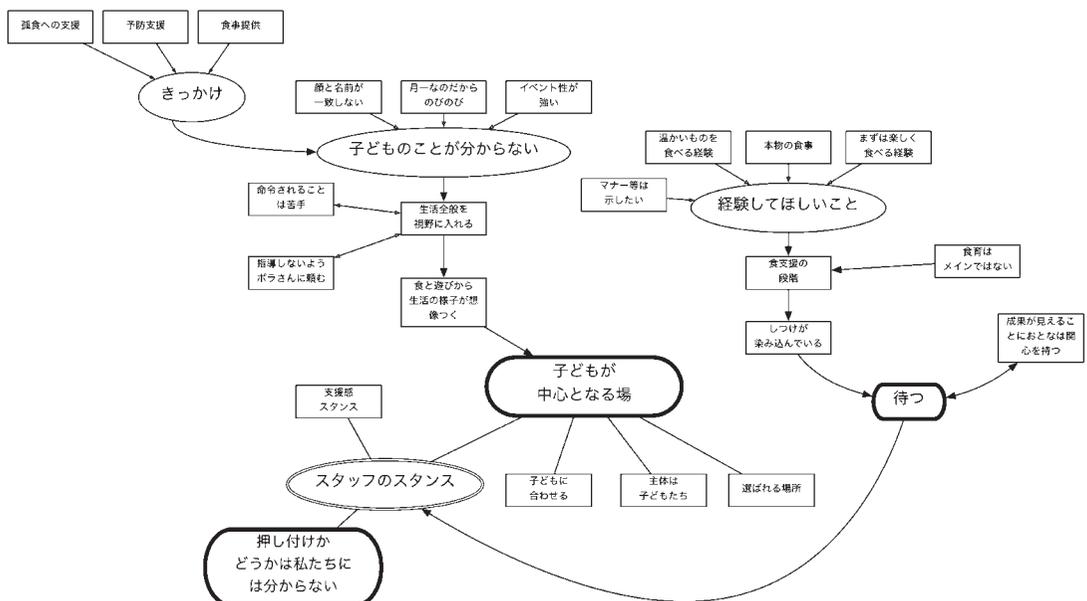


図 子ども食堂実践者たちが焦点化した食支援の構造

もの貧困解決に向けて何かできないだろうか、と思った上での実践であった。このことは何も、調査対象となった3人に限った話ではないだろう。はじめにで取り上げたように、様々な思いを持った人々が自分自身のできる範囲で子どもに手を差し伸べたいと思って行動に移した結果である。そうした思いは、子ども支援に取り掛かる上でとても大切な動機となり、そこは否定できないものである。

しかし FGI の結果、いざ子ども食堂を始めてみたが、子どもの実体なり現実がしっかりと把握できず、言葉かけや関わり方をどのようにしたら良いか常に考え続けているとのことであった。FGI による成果として、そうした難しさと向き合いながらも、諦めることなく子どもの理解をしようと続けたことを3人がしっかりと実践から振り返ることができた。3人はこのことについて何か重大なことと向き合っているという様子ではなく、それが当たり前のこととして取り組んでいる。この背景には、3人が児童館なり嘱託職員など、いわゆる対人援助職としての経験があることが影響している。そうした意味では、3人が至った食支援の構造は、誰もがすぐに獲得できる視点ではないかもしれない。

しかし、市民社会が取り組む子ども支援の場は学校や家庭とは違い、その場にいることや行くことが強要されない。子ども自身が行く、行かないを選ぶことができる場である。子ども食堂を始めとする子どもの居場所は、子どもに利用する選択権がある。いわば権利の主体として子どものことをしっかりと捉えることを前提としなければならない。子どもを迎えることができた支援者は、子どもに選んでもらえたと受け止めることが求められる。

(2) 支援効果を早急に求めず待つ姿勢

調査において、染み込むように食のことを子どもが理解している姿が語られていた。子ども支援の評価なり効果は、しっかりと勉強をして試験勉強の点数が上がるというような、必ずしも数値による評価を持って計ることはできない。つまり、分かりやすい評価基準を持って子

どもの支援の効果を示すことが何においてもできるとは限らない。例えば幼稚園教育要領や保育所保育指針で示されている「望ましい食習慣の形成」は、食育の効果として可視化されやすい。正しい箸の持ち方や三角食べなどを指導することで、その効果ははっきりと支援者は掴むことができる。しかし、食べる喜びや楽しさはどうであろうか。そうした経験は、子ども期だけでなくおとなになっても何かしらの食生活への影響を与え続ける。

こうした視点への評価は短期的な視点だけでなく、長期的な視点を持って支援者はその効果を掴むこととなる。目に見えやすい効果を追い求めない待ちの姿勢を持って、子どもの居場所づくりに臨むことが求められる。

(3) 自分の取り組みを振り返る力

子ども支援における食育は、長谷川の引用にあるように、健康的に食べることでなく誰とともに楽しく食べるかを強調していく必要がある。しかし、長谷川の指摘は健康的な食生活と楽しく食べることを並列で語っているが、ここには課題があると調査結果から言うことができる。具体的には、これらは並列で語るものではないということである。

調査では、食に関するマナーを知ってほしいが、子どもの中にはそうしたことを知る段階にない場合があることが語られている。困窮下におかれている子どもの場合、孤食や冷めた食事を摂らざるを得ない状況にいることがある。こうした生活環境の不安定さが、マナー等を学ぶこと阻んでしまっている。

先述したように、子どもの居場所は子ども自身がその場に来ることを選ぶことができる場である。子どもの主体性を中心に置いた関わりが求められる。一方で、支援者は子ども支援に対する強い理念を持っている。そうした支援者の思いが子どもの現状を乗り越えないようにすることだけでなく乗り越えてしまったときに、一歩立ち止まって、一体誰のための取り組みなのかを振り返る力や、子どもが支援者の関わり方をどのように捉えているのか客観的に考える力

が支援者には求められる。

(4) 今後の課題

子ども食堂等子どもの居場所は、子どもが行く行かないを選ぶことができる場であると述べた。本研究は、子ども食堂を運営している支援者への調査から得られたデータを元に議論を行ってきたが、子ども食堂を利用している子どもはどのようにこうした場によってどのような意味があるのか、子ども参画を用いた評価なり支援の視点を抽出することが求められる。しかし、このZ地域は子ども食堂が始まって3年目を迎えたばかりである。小学校4年生から来ている子どもであればようやく中学生を迎える頃となる。子ども食堂のことを子どもに聞く際、家庭生活のことも聞くことも考えられる。こうした時期の子どもに家庭のことまで聞くことは倫理的に大きな課題がある。そのため、子ども参画を用いた評価には、まだ時間がかかることが予想される。

一方で、そうした調査実施者・被験者といった関係性を前提とした研究ではなく、当事者参加型のアクションリサーチを踏まえた研究手法は有効かもしれない。子どもの居場所を子どもと一緒に作り上げていく中で、その場の評価を一緒に行っていくというものである。こうした研究手法も今後子ども支援において大いに検討する必要があると考えられる。

本稿はMEXT 科研費15K17243の助成を受け実施した研究成果の一部です。

フォーカスグループインタビューに協力をいただいた3名の方と、市民社会の子ども支援の実践者のみなさま、支えてくださる全ての方に感謝申し上げます。

いつもこうした場を選んでやってきてくれる子どもたちにこそ最大限の感謝を込めて

<参考文献>

足立己幸、衛藤久美 (2005) 「食育に期待されること」『栄養学雑誌』(63) 4, 201-212.

福田いずみ (2017) 「広がりをもせる子ども食堂 ～JA の関与と可能性」『共済総研レポート』一般社団法人 JA 共済総合研究所, 48-51.

Giorgi, A. (1975) An application of phenomenological method in psychology, in A. Giorgi, C. Fischer and E. Murray (eds.), *Duquesne Studies in Phenomenological Psychology*, II. Pittsburgh, PA: Duquesne University Press, 82-103.

長谷川智子 (2013) 「第9章 仲間・友達と食」『子どもと食 食育を超える』東京大学出版会 147-160.

平本福子 (2008) 「食育に生かす地域の食材・人材—近年の食育の動向と実践事例から—」名寄市立大学・市立名寄短期大学道北地域研究所『地域と住民』26, 127-130.

Holloway Immy and Wheeler Stephanie (2002) *Qualitative Research in Nursing Second Edition*. (= 野口美和子 2006 『ナースのための質的研究入門』) 109, 医学書院.)

厚生労働省 (2017) 「保育所保育指針」[http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000160000.pdf#search=%27 保育所保育指針+厚生労働省%27 2018.1.31 アクセス](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000160000.pdf#search=%27%20保育所保育指針+厚生労働省%27%202018.1.31%20アクセス)

厚生労働省 (2008) 「保育所保育指針」[http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/hoiku04/pdf/hoiku04a.pdf#search=%27 保育所保育指針%27 2018.1.31 アクセス](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/hoiku04/pdf/hoiku04a.pdf#search=%27%20保育所保育指針%27%202018.1.31%20アクセス)

厚生労働省 (2006) 「食育推進基本計画」, 3
窪田暁子 (2013) 『福祉援助の臨床 共感する他者として』誠信書房

松岡是伸 (2017) 「実践報告 名寄市における子どもの学習支援・子ども食堂・子どもの居場所づくりの実践 —地域における各機関・団体の連携とスティグマの払拭を願って—」『名寄市立大学コミュニティケア教育研究センター年報』(1) 109-124.

三宅正太 (2016) 「「子ども食堂」は、「おとな食堂」になっていないか? —大人の理想と都合で開店して閉店! 子どもの声なき声に耳を傾けて!」『ひみつ基地』(41), <https://children.publishers.fm/article/12350/> 2017.12.30 アク

セス

文部科学省 (2017) 「幼稚園教育指導要領」
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2017/05/12/1384661_3_2.pdf 2018.1.31 アクセス

文部科学省 (2010) 「食に関する指導の手引き—第1次改訂版—」
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1292952.htm 2018.1.31 アクセス

文部科学省 (2010) 「食に関する指導の手引き—第1次改訂版—まえがき」
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2010/05/19/1292952_1.pdf
 2018.1.31 アクセス

文部科学省 (2008) 「幼稚園教育指導要領」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/newcs/youryou/you/index.htm 2018.1.31 アクセス

門馬優 (2016) 「「こども食堂」の定義論争こそ当事者不在の「おとなの都合」—子どもにとって定義よりも重要なこととは?」『ひみつ基地』(45), <https://children.publishers.fm/article/13272/> 2017.12.30 アクセス

森田倫子 (2004) 「食育の背景と経緯—『食育基本法案』に関連して—国立国会図書館調査と情報第457号

中島喜代子 (2007) 「「居場所」概念の検討」『三重大学教育学部紀要』(58), 77-97.

西野博之 (2006) 『居場所のちから 生きているだけですごいんだ』教育史料出版会

農林水産省 (2016) 「第3次食育食育推進基本計画 参考資料 第3 食育の総合的な促進に関する事項 2. 学校、保育所等における食育の推進より」69 <http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/plan/refer.html> 2018.1.31 アクセス

佐々木陽子 (2006) 「パンドラの箱をあけてしまった『食育基本法』」『福祉社会学部論集』鹿児島国際大学福祉社会学部 24 (4) 33-46.

清水冬樹 (2017) 「旭川・道北の子どもたちの現状 地方における市民社会による子ども支援の必要性」『広かれ、こども食堂の輪 全国ツアー in 旭川・道北 資料集』

清水冬樹 (2016) 「子ども食堂サミット in 北

海道 開催にあたって」『子ども食堂サミット in 北海道』配布資料.

清水冬樹、森田明美 (2016) 「子どもたちが生きる希望をつかむ子どもソーシャルワーク 東日本大震災で被災した子どもたちが利用していた学習支援の場を手がかりとして」『ソーシャルワーク研究』42 (4), 262-269. 相川書房

総務省 (2017) 「食育の推進に関する政策評価書 (要旨)」10 http://www.soumu.go.jp/main_content/000382435.pdf 2018.1.31 アクセス

杉本希映、庄司一子 (2007) 「中学校の教室・保健室・相談室における「居場所」の心理的機能の検討」『筑波教育学研究』(5), 37-52.

米田佐知子 (2017) 「横浜市における子ども食堂のネットワークづくり」『「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2017 資料集』147-152.

吉田祐一郎 (2017) 「居場所としての子ども食堂 自治体が問いかけたいこと」『「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2017 越前報告資料集』137-140.

— (2016) 「子ども食堂活動の意味と構成要素の検討に向けた一考察—地域における子どもを主体とした居場所づくりに向けて—」『四天王寺大学紀要』62, 355-368.

湯浅誠 (2017) 「子どもの貧困 「居場所」とは何か? 居場所が提供するもの、そして問うもの」<https://news.yahoo.co.jp/byline/yuasamakoto/20170328-00069124/> 2017.12.28
 アクセス

— (2016) 「「こども食堂」の混乱、誤解、戸惑いを整理し、今後の展望を開く」<https://news.yahoo.co.jp/byline/yuasamakoto/20161016-00063123/> 2017.12.30 アクセス

— (2016) 「名づけ親が言う「こども食堂」は「こどもの食堂」ではない」<https://news.yahoo.co.jp/byline/yuasamakoto/20160724-00060184/> 2017.12.28 アクセス

Wells, W.D. (1974) 「Group interviewing. In J. B. Higginbotham & K.K. Cox (Eds) 『Focus group interviews: A reader (pp.2-12)』 Chicago: American Marketing Association.